

青少年育成センター野外炊事場をご利用いただきありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の事項を守って頂けるように  
お願いいたします。

- 1 貸出備品については、当面の間、ドラム缶グリル及び鉄板を除き、貸出中止としますので、必要な用具については、利用者ご自身で用意してください。
- 2 生ゴミ・残飯は炊事場北の、落ち葉の集めてある場所に、穴を掘って埋めてください。
- 3 持ち込んだ燃えるゴミなどは、持ち帰りをお願いします。
- 4 薪や炭は出来るだけ燃やしてください。燃え残りは、消火をして薪小屋横の消し炭置き場に置いてください。
- 5 施設内外を問わず、当施設利用者の飲酒は厳禁です。
- 6 利用後に、使用した備品類（ベンチ等の手を触れた部分）の消毒をお願いします。消毒液、雑巾等は利用者ご自身で用意してください。
- 7 利用者が利用当日に以下に該当する場合は、利用を見合わせてください。
  - ① 体調が良くない場合（発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、嗅覚・味覚異常等の症状）
  - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
- 8 利用者全員、ご来館前に、利用当日の検温をお願いします。
- 9 マスクは必要に応じて持参・着用してください。
- 10 可能な範囲で構いませんが、距離（できるだけ2 m以上）を確保してください。
- 11 こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。
- 12 他の利用者や施設管理者等との距離（できるだけ2 m以上）を確保してください。ただし、障害者の誘導や介助は除きます。
- 13 利用可能人員については、32名までとします。
- 14 国や県、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に従って適切な感染防止対策を実施してください。（この配布物は基本的に群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づき作成しています。）
- 15 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設が、急遽、貸出できなくなった場合、補償はありません。
- 16 感染拡大防止について、上記に含まれない事項が発生した場合は、施設管理者が決めた措置・指示を遵守してください。
- 17 その他、不明な点については、職員までお問い合わせください。

令和5年3月13日改訂  
伊勢崎市青少年育成センター